

働くことのできる「在留資格」ですか？ もう一度確認しましょう

外国人の雇用にあたっては必ずパスポート・外国人登録
証明書等を見て在留資格の確認厳守をお願いします。



**ルールを 外国人の不法就労防止に
守って 国際化にご協力下さい**

現在もなお不法滞在外国人は、約 13 万人（不法
残留者は約 11 万人）にのぼると推定されます。
不法滞在外国人の多くは、不法就労に従事し、様々
な問題を引き起こしています。
在留外国人の方々と共に共生し互いに豊かな社会を築
くため、皆様のご理解とご協力をお願いします。



法務省入国管理局

2009 不法就労外国人対策キャンペーン

入国管理局 <http://www.immi-moj.go.jp/>

法務省 <http://www.moj.go.jp/>

外国人の「不法就労防止」に御協力ください。



御存知ですか？

不法就労する外国人の存在は、我が国の労働面だけでなく、風俗、衛生、治安などいろいろな分野にわたって、様々な問題を引き起こしています。また、不法就労している外国人自身も、搾取されたり、労働災害に遭っても十分な救済を受けられないなど様々な被害を受けることがあります。私たちがよりよい国際交流を推進し、社会の健全な発展を図るためには、この問題について正しく理解し、外国人の不法就労をなくすことが大切です。

不法就労活動とは

不法滞在者（不法入国者、不法残留者等）が働くことは、不法就労活動になります。また、働くことが認められない在留資格（「短期滞在」、「留学」、「就学」等）で在留する人が働くことや、働くことが認められている在留資格で在留する人であっても、その資格に認められている範囲を超えて働くことも、不法就労活動になります（入国管理局から資格外活動の許可を受けて当該許可の範囲内で行う活動は、不法就労活動にはなりません。）。

働くことが認められていない外国人を雇った**事業主**や不法入国を**援助した人等**に対して、
次のような**罰則の適用**があります。

働くことが認められていない外国人を事業活動に関し雇い働かせたり、業としてあっせんした人等（不法就労助長罪）

3年以下の懲役・300万円以下の罰金

営利目的で集団密航者を入国・上陸させたり、上陸後の集団密航者を輸送したり、かくまった人等

1年以上10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金

入管当局によって連れていかれることを免れさせる目的で、不法入国者・不法上陸者を援助したりかくまった人等

3年以下の懲役・300万円以下の罰金

事業主が、外国人（特別永住者は除く）を雇い入れた場合や外国人が離職した場合、厚生労働大臣（ハローワーク）への届出をしなかったり、虚偽の届出をした者

30万円以下の罰金

入国・在留等の手続についてのお問い合わせ先

外国人在留総合インフォメーションセンター

〒983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20	TEL 022-298-9014
〒108-8255	東京都港区港南 5-5-30	TEL 03-5796-7112
〒236-0002	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	TEL 045-769-0230
〒455-8601	愛知県名古屋市中区正保町 5-18	TEL 052-559-2151～2
〒559-0034	大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	TEL 06-4703-2150
〒650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り 29	TEL 078-326-5141
〒730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-30	TEL 082-502-6060
〒812-0003	福岡県福岡市博多区下白井 778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	TEL 092-626-5100

ホームページについての御案内 入国・在留手続などの各種手続、申請窓口、申請書類などを御案内しています。

入国管理局 ▶ <http://www.immi-moj.go.jp/> 法務省 ▶ <http://www.moj.go.jp/>

（英語版、中国語版、韓国語版、及びポルトガル語版もあります。）

御不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

法務省入国管理局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1 TEL.03-3580-4111(代)